

CARREL 社会保険労務士事務所

News

CARREL 社会保険労務士事務所

〒231-0004

横浜市中区元町 3-21-2 ヘリオス関内ビル 7F

TEL : 045-222-8270 / FAX : 045-222-8276

✉ info@carrel-yokohama.jp

http://www.carrel-yokohama.jp



1. 災害発生時に活用できる公的支援制度

◆生活を支え、暮らしを立て直すために

今回のような大震災・大災害が発生した場合、被災者の生活を支え、少しでも早く暮らしを立て直すために、様々な公的支援制度を活用することが考えられます。

公的支援を受けるためには申請が必要となるため、知らないと活用できないままになってしまいます。被災地以外の方も、いざという時のために頭に入れておきたいものです。

◆「生活資金」と「住宅再建」

被災してまず困ることとして、生活資金の工面が挙げられますが、生活資金を国が無利子で貸してくれる「生活福祉資金（緊急小口資金）」を利用することができます。

本来は低所得者向けの制度ですが、今回の大震災に伴う特例で、被災者は、所得に関係なく原則として10万円以内（世帯内に死亡者や要介護者がいる場合等は20万円）まで融資が受けられるようになりました。

また、災害が起こった際に重要な問題となるのは住宅再建です。阪神・淡路大震災を契機に作られた「被災者生活再建支援制度」では、住宅の被害状況や再建方法に応じて、最大で300万円まで支給されます。

◆社会保険制度の活用も

その他、社会保険制度の活用も重要です。健康保険では、怪我などで働けない場合に最長1年6カ月間、傷病手当金として収入の3分の2が支給されます。地震に伴う怪我なども対象となり、また、要件を満たせば遺族年金や障害年金などの支給対象にもなります。

業務中・通勤中の怪我などが対象の労災保険は、原則として自己負担なしで治療が受け続けられるなど、補償が手厚い制度です。ただし、業務との因果関係が必要なため、「地震が原因であれば対象外」と思われがちですが、仕事中に地震による建物倒壊などで被災した場合も、仕事の環境がもともと危険だったとして労災が適用された事例が過去に多くあります。

◆労災保険に関するQ&A

厚生労働省は、「仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます」などとする労災保険に関するQ&A（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000169r3.html>）を公表し、また、労災認定を行う都道府県の労働局に対し「天変地異による災害なら業務起因性がないといった予断をもたないように」といった注意を促しています。

公的支援制度も、被災直後の当事者は考える余地がないことが多いので、周りの方が制度を理解したうえで、アドバイスしてあげることも必要です。

任せていただく信頼に

しっかりお応えするのが

CARRELの“使命”です。

CARRELの6つの使命として

- ◇ 就業規則
- ◇ 人事諸規定
- ◇ 労務問題
- ◇ 採用・教育研修
- ◇ 行政調査
- ◇ 各種助成金

を考えています。

これらのお悩みを解決させて頂くことが、貴社の成長に貢献できる近道だと思っております。

～お気軽にご相談下さい～

プロフィール

官公庁・百貨店勤務を経て人材派遣会社へ入社。

人材派遣会社では約10年間、総務・人事、派遣コーディネーターなど多岐に渡る業務に従事。現在は、社労士実務だけでなく、LEC 東京リーガルマインドにて社労士講座等の講師を担当。



5月の税務と労務の手続き

10日

- ◇ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- ◇ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

31日

- ◇ 自動車税の納付 [都道府県]
- ◇ 健保・厚年保険料の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- ◇ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]

2. 企業における「手当」支給の実態

◆厳しい経済状況下における「手当」の扱い

みずほ総合研究所から、「社員の手当」に関するアンケート調査の結果が発表されました。このアンケートでは、厳しい経済状況下において、多くの企業で「社員の手当」にシビアになっている様子がうかがえます。

この調査は、同社の会員企業に所属する役職員 24,015 名を対象に実施され、779 人が回答を行いました。

◆多くの企業に「手当」が存在

まずは、各手当の存在についてですが、「自社に制度として存在する」と回答した人の割合は、次の通りでした。

- ・「通勤手当」…96.8%
- ・「役付手当」…83.2%
- ・「出張手当」…82.7%
- ・「家族手当」…72.1%

◆「厳格化・削減等」の割合は？

次に、最近3年以内における各手当の支給条件について尋ねたところ、「厳格化・削減等」を実施した割合は次の通りでした。

- ・「出張手当」…14.1%
- ・「役付手当」…6.6%
- ・「家族手当」…5.5%
- ・「通勤手当」…5.1%

削減の理由としては、上位から、「経費削減の一環」「社員の処遇の平等化」「給与への一本化」「賞与への反映」「支給対象者の増加」などとなっています。

◆各企業が何を重視していくか

上記4つの手当以外に、ここ3年で廃止・縮小された手当は、上位から「資格手当」「営業手当」「住宅手当」「単身赴任手当」「特殊勤務手当」「皆勤・精勤手当」「地域手当」「国内赴任手当」「灯油手当」「技能手当」「海外赴任手当」「地方手当」などとなっています。

今後も、多くの企業において、仕事・業務とは無関係な手当についてはさらに廃止・削減の方向に向かうかもしれませんが、各企業が何を重視するか良く考え、社員モチベーションアップにつながるような手当支給の仕方が必要なのではないでしょうか。

5月の花歳時記

【端午の節句】

5月5日の子供の日。現在では、男の子だけでなく、女の子も含め、子供達の健やかな成長を願う国民の祝日です。

端午とは月の初めの午（うま）の日のことで、古代中国では5月を物忌みの月とされ、5が重なる5月5日に、さまざまな邪気を祓う行事を行いました。そこで菖蒲は古くから薬草として用いられ、また魔よけの植物といわれるので、日本でもこの日、菖蒲を入れた湯で入浴し厄除けするようになりました。

また、かしわ餅のかしわの葉は、若い葉が出ないと古葉が落ちないことから、跡継ぎが絶えないという縁起ものです。

